

日野市 SDGs 推進事業者登録制度 募集要領

1. 目的

この制度は、市内で SDGs に積極的に取り組む事業者を後押しすることで、市内事業者等が SDGs の達成と経済活動の両立および、新たな価値の創造や有機的なネットワークの形成を実現し、市内商工業の持続的な活性化を実現することを目的とします。

2. 登録対象事業者

市内において事業活動を行う法人または個人事業主であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの。

- ① 登録の申請時において、納期の過ぎている市税を滞納していないこと。
- ② 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）及び日野市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 29 号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- ③ 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- ④ 公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

3. 申請

(1) 提出書類

1. 個人事業主・法人共通の書類		
①	日野市 SDGs 推進事業者登録制度（登録・更新）申請書（第 1 号様式）	
②	SDGs 推進事業計画書（PowerPoint 形式）	
③	事業の概要を確認できる書類（パンフレット等）	
④	日野市 SDGs セルフチェックシート	
2. 個人事業主・法人で提出する書類		
	個人事業主の場合	法人の場合
⑤	直近の青色申告決算書類（写し） または収支内訳書（写し） ・確定申告書第一表 ・全ての事業の青色申告決算書（貸借対照表含む）または収支内訳書（白色申告者の場合） ※創業 1 年未満の事業者は事業実態を確認できる書類	直近 1 カ年分の確定申告書（写し） ・別表一～十六 ・決算報告書（株主資本等変動計算書・個別注記表含む） ※創業 1 年未満の法人は事業実態を確認できる書類
⑥	住民票の写し（3 か月以内のもの）	履歴事項全部証明書（3 か月以内のもの）（写し可）
⑦	市民税の納税証明書等又は非課税証明書等（写し可）	法人市民税の納税証明書（写し可）

※④「日野市 SDGs セルフチェックシート」は、②「SDGs 推進事業計画書」をよ

り良いものとするためのブラッシュアップに活用します。採点には直接関係しません。

(2) 申請書類提出先

日野市産業振興課窓口

郵送、持参または電子メール(sangyo@city.hino.lg.jp) にてご提出ください。

※電子メールの場合には件名を「SDGs 推進事業者登録制度 申請書類」とし、事業者名・担当者名・連絡先を記入してください。

【申請書類受付期間（第一回 審査会）】

令和7年6月23日（月）から令和7年7月29日（火）まで(必着)

【申請書類受付期間（第二回 審査会）】

未定

(3) 留意事項

- 提出された申請書及び関係書類は、採択の可否に関わらず返却しません。
- 本事業は委託にて実施いたします。提出された申請書及び関係書類について、委託事業者と共有したうえで、ブラッシュアップ等は委託事業者が行います。
- 申請書を提出後、申請内容を確認するため、別途追加書類の提出や説明を求める場合があります。

4. 審査

登録事業者を決定するにあたり、審査会を開催します。

(1) 審査方法

ご提出いただいた書類等に基づき、審査会（書類審査及びプレゼンテーション）を行い登録可否について審査します。

(2) 審査会

① 開催日

第一回 令和7年8月19日（火）

第二回 未定（令和8年2月頃予定）

② 開催場所

日野市多摩平の森産業連携センターPlanT（東京都日野市多摩平 2-5-1）

③ その他

- 集合時間や場所等の詳細については、別途お知らせします。
- 審査会は、会社概要及び申請内容を説明できる方が対応してください。
- 提出いただいた SDGs 推進事業計画書に沿って説明をしてください。

(3) 評価基準

SDGs との整合性に基づき、以下の点について審査いたします。

- ① 経済に関すること
- ② 社会に関すること

③ 環境に関すること

④ 地域社会の課題解決に対する今後の取組目標

(4) 審査結果

審査に基づき、登録の可否が決定します。結果については後日文書にて通知いたします。

5. 登録

審査の結果、登録が認められた場合には、日野市 SDGs 推進事業者登録制度登録証を交付いたします。

- 登録の有効期間は登録の日から3年間です。
- 登録証の記載内容に変更がある場合や登録を継続する意思がない場合には、届出が必要となりますので産業振興課にご相談ください。

6. 登録事業者への支援

市のホームページにて、登録事業者の名称や SDGs に関する取り組み等を公表します。それによって、登録事業者が SDGs の推進に貢献していることを広くアピールできます。

また、当市で行っている「日野市中小企業事業資金融資あっせん制度」について、登録事業者を対象とした資金が創設されました。詳細はホームページ (<https://www.city.hino.lg.jp/sangyo/1020464/1003541.html>) をご確認ください。

7. 注意事項

(1) 職員等による訪問調査等

市職員及びそれに準ずるものが、取組状況を把握するために聞き取り及び現地調査を実施するほか、状況が確認できる書類等の提出を求めることがあります。

(2) 事業の責任

本事業によって生じた事故や損害等については、市は一切の責任を負いません。また、事業者の不正や法令違反によって生じた損害については、その責は事業者に帰します。

8. 個人情報の取り扱いについて

個人情報は、日野市個人情報保護条例に基づき適正に管理されます。

9. お問い合わせ

〒191-8686 東京都日野市神明 1-12-1

日野市 産業スポーツ部 産業振興課 ものづくり推進係 洲鎌(すがま)

TEL : 042-514-8442 FAX : 042-581-2516 Email : sangyo@city.hino.lg.jp